

●香川県監査委員公表第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 前年度指導していたにもかかわらず、行政財産の目的外使用について、使用許可期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料の納期限を、会計年度の初日から起算して30日以内としていないものがあった。 （栗林公園観光事務所）</p> <p>イ 手当について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（観光振興課）</p>	<p>ア 収入について 平成30年度当初分については、全て納期限を30日以内として処理した。今後とも、事前準備を十分にし、手続に漏れがないよう徹底する。</p> <p>イ 手当について 漏れのあった超勤実績を入力し、遡って超過勤務手当を支給した。 超過勤務をしたときは、退庁時に実績入力し、翌日にチェックを行う。</p>
検討指示事項	<p>ア 支出について 全国年明けうどん大会の県外PRのため団体に支出をしている負担金について、同団体の決算において次年度への繰越額が多額であることから、支出の必要性を検討する必要がある。（県産品振興課）</p> <p>イ 契約について さぬきうまいもんプロジェクト民間団体連携うまいもんPR事業に係る業務委託について、業務内容を明確にするなど、実施方法の見直しを検討する必要がある。（県産品振興課）</p>	<p>ア 支出について 団体に負担金を支出している業務を見直し、平成31度から負担金の支出を取りやめる。</p> <p>イ 契約について 平成30年度から委託する業務内容をより明確に具体化するとともに、成果品の管理を徹底するなどの見直しを行う。</p>